

事前予約制

【福岡税務署からのお知らせ】

給与支払者向け

所得税定額減税制度説明会のご案内



定額減税ってどんな制度!?

- 令和6年6月以降に支払われる給与から源泉徴収される所得税から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき3万円を減税
- 6月に減税しきれなかった場合には翌月以降の税額から順次減税
- 合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）を超える所得者は減税の対象外

注：定額減税は、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合に実施されます。
制度の概要は、「定額減税特設サイト」をご確認ください。

- 福岡税務署では、次のとおり説明会を開催します（約60～90分）

開催日	開始時間	定員	開催場所
令和6年3月27日（水）	①10：00 ②14：00	各30名	博多税務署 本館2階第3会議室 福岡市東区馬出1-8-1
令和6年4月17日（水）	①10：00 ②14：00	各40名	博多税務署 本館1階第1会議室 福岡市東区馬出1-8-1
令和6年4月23日（火） 令和6年5月13日（月）	①10：30 ②15：00	各350名	福岡市中央市民センター 3階ホール 福岡市中央区赤坂2-5-8
令和6年5月22日（水）	①10：00 ②14：00	各40名	博多税務署 本館1階第1会議室 福岡市東区馬出1-8-1

- ※1 ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ※2 税務署での開催場所は「博多税務署」の会議室ですので、ご注意ください。
- ※3 説明会は事前予約制です（予約受付開始日：3月1日（金））。
参加をご希望の方は、「LINEアプリ」又は「電話」により事前予約してください。
- ※4 定員に達した場合は、ご参加いただけません。
- ※5 説明会の日程の最新情報は、「定額減税特設サイト」に掲載しています。

LINEアプリによる事前予約

右の「国税庁LINE公式アカウント」から友だち追加してください。

予約方法は、「定額減税特設サイト」から確認してください。

国税庁
LINE公式アカウント



電話による事前予約

福岡税務署 法人課税第9部門
TEL：092-771-1151

自動音声案内により案内していますので、「2」を選択してください。

定額減税特設サイトをご確認ください！

特設サイトでは、制度周知用パンフレットやQ&A（随時更新）等を掲載しています。

また、上記説明会で使用する制度解説動画については、準備が整い次第、特設サイトに掲載しますので、是非ご利用ください。

定額減税についての一般的なご質問は、「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター」へお問い合わせください。

【電話番号】 0570-02-4562（開設予定期間3月1日～7月末）
【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く）

定額減税特設サイト

